

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (H5N1 を除く)	解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫張が消失するまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例： 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑 (リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する。